

東北気仙沼地区造船及び造船関連事業協議会会計処理規程

平成23年7月28日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東北気仙沼地区造船及び造船関連事業協議会(以下「協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立し、本協議会の業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(会計年度)

第2条 本協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会計責任者)

第3条 会計責任者は、会長とする。

- 2 会長は、会計責任者の下に、事務局長を配置し、その事務処理の全件を委ねることができる。

(出納責任者)

第4条 金銭の出納及び保管に関しては、出納責任者が行うものとする。

- 2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(帳簿書類の保存及び処分)

第5条 会計帳簿の保存期間は、次のとおりとする。

会計帳簿、会計伝票及び証拠書類	5年
その他の書類	3年

- 2 前項の保存期間は、決算日の翌日から起算することとし、前項の帳簿等を廃棄する場合には、会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第2章 会計帳簿類

(会計帳簿)

第6条 会計帳簿は、次のとおりとする。

- 一 現金出納帳
- 二 その他必要な補助帳簿

(会計伝票)

第7条 全ての会計取引は、会計伝票により処理し、会計帳簿は、会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

- 2 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存しなければならない。
- 3 会計伝票は、作成者が押印した上で、会計責任者の承認を得なければならない。

第3章 出納

(金銭の収納)

第8条 金銭を収納したときは、出納責任者は、所定の領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により金銭を収納した場合は、その振込等を受領した日を入金日として処理し、入金先の要求がある場合のほか、原則として領収証を発行しないものとする。

(金銭の支払)

第9条 金銭の支払は、会計責任者の承認した会計伝票及び証ひょう書類(請求書、契約書等)により行うものとする。

- 2 金銭の支払に際しては、支払先より適正な領収証を徴収して保管しなければならない。
- 3 銀行その他の金融機関への振込による支払に際しては、当該金融機関の振込金領収証、又はこれに相当する証憑をもって領収証に代えることができる。

(金銭の過不足)

第10条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物品

(物品の定義)

第11条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第12条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第4条の出納責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長の専決処理とすることができる。

(物品の管理)

第13条 物品の管理については、共同設備管理規程に定める。

(規定の準用)

第14条 協議会の運営に必要な経費であつて、会議費等軽微なものの支出については、第12条の規定を準用する。

第6章 決算

(決算の目的)

第15条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第16条 決算は、9月末の半期決算と3月末の年度決算に区分する。(半期決算)

第17条 第4条の出納責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を

作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- 一 合計残高試算表
- 二 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第18条 第4条の出納責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 正味財産増減計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

(年度決算の確定)

第19条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第20条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を日本財団に報告しなければならない。

第7章 雑 則

第21条 東北気仙沼地区造船関連事業協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総会の承認を得た後、会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年7月28日から施行する。
- 2 地域協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成24年3月31日までとする。